



共四拾卷

改正三河後風土記

廿九



改正三河後風土記卷并録拾九

目録

- 一 氏郷改宗是川上宗會之事
- 一 谷生落城之事
- 一 山戸田子藏回忠甘金澤活動之事
- 一 淡路柳楽二本松下居之事
- 一 尾津回忠甘成田勘方之事
- 一 神君十宗少助庵甘改宗上居之事
- 一 千利休源辨甘比治言之事

天正十九年辛卯



A210



1-29A



- 一 九戸五乱之事
- 一 九戸城改之事
- 一 九戸伏謀自蒲生伊達將討之事
- 一 朝鮮陣致増付 神君山澤海之事
- 一 寺社中家守自黄令改移之事

改正三河後風土記卷第九

氏郷改宗墨川春雷之事

天正十八年十一月六日蒲生龍澤も氏郷  
 惣勢一万二千余二人本村より岩陣より  
 佐沼の後法より一揆を造り成せんと  
 軍城も伊達に系在改宗も奥州奥州者  
 とて一万五千の人敷より 信史が原の  
 城より出陣も氏郷の先きの勢も改宗の  
 順内藤田本村杉田力も押さ  
 改宗の勢も入交りて一あり改宗思ふ  
 取次り者も和縁もといつた事

應ずといふも刃へさりあり是を以て氏郷  
の兵隊 蒲生野郎等と玉井牧馬使を  
以て氏郷東津へ一揆を起すは 改宗  
隠謀ありといふへてはそ色は二三日も待た  
ずして 彼ら体と篤と忠懐して我々  
の事 金澤表より 夙より 計智今更  
何の事ぞ 支あらん彼らさへ 一人  
一戦を起す 案も知彼六村 下野に  
日殺を屢其間より一揆は 佐治を論り  
しめんと津不といふあると 明細八早

当地殺は是とて 諸軍よ今其意  
成の刻より 大雨降を以て かく 陣出  
ずは 軍中 大い 心と 悟を 採分  
改宗の一揆を起す也 昔其心也 何と  
云ふ先年 豊後 関白九州 平均せし  
後 依り 陸奥 守 成政は 徳長公の 頼  
し 武名 言ふ 故に 肥後 一揆を 揚り  
は 城攻 肥後 一揆 山勢を 治  
一揆 一揆 峰 起 一揆 一揆 一揆 一揆  
一揆 一揆 一揆 一揆 一揆 一揆 一揆 一揆  
一揆 一揆 一揆 一揆 一揆 一揆 一揆 一揆  
山勢 一揆 一揆 一揆 一揆 一揆 一揆 一揆 一揆



たゞしり 佐、羅、怪、く、世、と、て、忽、と、  
切、後、せ、し、む、政、宗、を、思、案、し、し、  
民、郷、民、を、を、め、一、揆、を、起、し、  
一、七、は、秀、吉、必、藩、生、本、村、を、罷、し、  
不、傾、を、没、入、す、し、其、後、誰、彼、と、何、人、  
少、く、下、さ、し、し、し、し、し、一、揆、を、起、す、  
何、の、終、り、は、秀、吉、東、照、の、地、を、も、て、あ、備、  
政、宗、を、滅、入、せ、し、し、し、し、し、人、知、  
ら、し、狗、中、を、誅、を、回、し、一、七、の、郷、民、を、  
貸、賦、を、以、て、し、し、一、揆、を、起、し、し、し、  
相、翌、七、日、い、し、し、大、雨、晴、し、し、し、  
と、民、郷、民、

未、明、に、二、本、松、と、お、さ、し、し、政、宗、の、所、願、  
大、赤、城、を、と、岩、陣、せ、り、政、宗、と、冷、方、れ、く、  
お、さ、し、し、旗、を、進、歩、し、せ、し、民、郷、民、は、  
伊、達、勢、を、誅、し、し、一、七、を、を、し、し、  
形、勢、を、政、宗、若、く、は、三、押、切、の、民、郷、民、を、  
誅、し、し、進、歩、を、兩、は、止、し、し、し、又、大、雪、を、  
お、さ、し、し、軍、勢、を、進、歩、を、を、進、歩、し、し、  
刈、田、岩、沼、丸、を、お、さ、し、し、し、  
宣、く、首、の、情、を、侍、合、を、懸、て、伊、達、を、  
順、向、し、し、し、し、し、し、  
云、は、し、し、一、七、は、幕、府、を、お、さ、し、し、

菅原の事ありしに蒲生野原園大方れ  
らに雷漫くき侍原より肥澤に鴻  
谷形ありきは古を穿ち其果より化し  
糖米代食と水は漫し古穴へ入る其  
より火を焚く飯を炊きて粥を食  
たり軽々時年を食れり疎へ移りたり  
十六の番少くは色々色ハ民郷あり  
米那思川に岩塔あり此村は陣政宗  
より使を乞ふ明りりは款地に入  
りしは尺八糸一合我の評政はき  
幸付不政宗の願也其意を言ふに

菅原の事は明胡茶と進らせん  
治駕を控らし小控は本望の初  
との事あり民郷を使者に對面  
して此志の願也此明胡茶  
謝し其意をいふと其後  
家臣亦氏郷を疎きは政宗其計を  
以て君を茶室に入し謀り如何し  
明胡ハ急に病を稱し以て死す  
物ありしと申す小氏郷海軍の事  
理あり物あり我今病を稱し評退  
す其時ハ絶し政宗を怒らし小



河能の事りゆんしこく聖子古早一胡  
改宗の言はれ向の改宗大は後たるを所  
少く早速勿進へ氏郷を導きし所治  
乃業麻を関んとむとそは常生源共  
回忠をすつ回宗を忠明共左道依之官を重  
才源六直理八才亦甲曾と若一利又  
とさふ心一親は河を氏郷の古館を  
とつきさる所者なり一備て軍中一乳  
女一と云理る所地より押入て敵首を  
乃上へせりたるは港楚鶴門の云ふ樊階、  
楯と擁一圍と推一押入きる形構も

新やといはん其介依の軍士六段ともり  
若甲由一て太刀の楯よもこのとあり  
秋艶に玉葉とこ免許士も歩急一と  
門内かよ居る處いたり改宗此依とを在  
いや一此者凡必死に懸く意を以て  
大幸一ととく知れぬ顔色とく氏郷を  
務るは愈重一たりと村氏郷尋らる  
世訓より法昭備とては道絶いつたり也  
又吾里よ一撰るを能く何何なりと  
云よ改宗もとく法昭とては田舎治百  
い治るも其言よ一撰る可く治る事と

一城は石よりハ之程重を備たり計九小  
一控之籠と城は此れと云氏郷中々  
物には相白早天より清水より後回す  
一と約束しと氏郷ハ茶を謝して  
之端に政宗今日は氏郷を好牙象  
招請しと登魚一侍大将ホと云  
別席より軍儀をなれと云と云  
氏郷を討せんと計策謀ハ中々  
なされ一晩食の中一毒を入るくと  
ぬらりと氏郷驚く覺悟一西大寺裏  
可持一犬は吐一六河のさつりせり

一と云政宗云り名生の城小籠り  
一控之籠一合を氏郷より名生の  
城を攻め討おきの根拠を揚海と  
齊く宮津古河岩山松山の一控と  
おてお取こせんと氏郷を討せんと  
計りおとす氏郷記編年

名生之城之事

蒲生氏郷は政宗依居より二十里  
此方山清水と云一控の三籠を討  
城一不ゆと云若きは左に相白早天  
よりおとすお大岸道筋の民屋を放込



急事なる清水の一揆を誘致し一木村  
伊勢守とて自を合屯へしと評滅を定め  
翌十八日早朝改宗寺に街道より右の  
方より押入ハ藩生勢ハ街道を押し入る  
在く下を放火す愚川より、之拾里の  
間より康間中新田とて一揆の指二本以り  
つらけ一揆とも付藩生、控勢成少  
怖して急を城を捨て前走せしは  
氏郷今日ハ中新田の城に入て休む  
改宗寺七八町満て大面敷と云古城の  
陣を浪たり中清水より清水とては

坂東道六十里と少西へ明六早朝傳  
寺に之より午刻より清水中へ押し寄せ  
寺の城攻を至る所一若果くよは  
明後日拂焼を改一と軍令を下す  
寺を急ぎ別以改宗より使者を之と  
改宗城より持病再發して明日の早朝  
叶難事なる明日の早朝、下き  
懸しとて中道藩兵、郷向く、以持病の中  
心評をく、中道藩と中道藩、中道藩、  
臨より、四書馬五、一、氏郷ハ明朝、寺、  
懸しとて、中道藩、中道藩、中道藩、

とく相期ハ先ハ一帯ハ其ハ内海にて  
ハ使ぬ者其路より山ありトト云とて  
中送り相濟中ハ政宗病氣より海  
蹟は我々不知案問より夜力ハ  
東津ハ付ハ一帯夜泊もく東津せん  
今一又若くハ一帯衛生源登り回忠堂  
二番回忠堂之忠町地新之部三番より  
六より七より地ハ番寄地を次ハ弓波地相  
濟本馬回り小地地海備は回忠之部 附新  
海防記と定一々政宗病と稱一海軍  
疎る上は地ありハ一帯と云ハ

七より三組を添え疎一帯海(回忠之部と  
入替たり斯く衛生留は回忠十九より海防  
と志くをり下は思ひもくハ三千里の  
馬と名生と云一帯の地あり衛生留れ  
るを添衛生より衛生留登り回忠之部の  
回忠之部之忠町地新之部 一帯之忠と云ハ回忠之部  
一帯之忠之部之忠町地新之部  
口人(安よ)一帯の城を若くは忠  
押寄て添散せしと云をり知一帯  
地は生也一帯付二二九と云被  
出附と云一帯九八と云郷氏ハ



耶中頃日今口道も一城を扼する東州勢  
大別の徳切もな少と居せし徳吉乃と  
合さく防戦すも是討つ討まつ苦戦す  
源氏軍も八百員一も少も切らぬ  
只八侍大将は自身徳を揮て款  
取百人密伏きり氏郷出せし油籠の吉  
烈愛少ゆきは馬麩の速者池邊分時  
他は多と乍僅に命を仙傳ハ凡俱小  
成り一城攻の形勢を今々城守  
宗也款の首一取く旗印も三傳り  
引ととせば氏郷少く臨陣の者尤は

少も動しはを今又備ふ一城攻家  
宗也款の油籠をへふはと令一甚多ハ  
小姓馬より徳を門具一早速は名生ハ  
城へ押寄せ路宗の東らるる茶ふは博  
攻急せし烈敵もは以上坂源元西村  
左馬元比川又八郎之崎源と並大の  
只押寄一上坂と與刀田也吉家のも  
首以て大勝の密陰も令たり比川ハ  
氏郷の小姓少く今年十七歳をといふ  
勇進く肥者をも上坂西村制して下野を  
一々不覺に取らるるも少も入すは

忽よ門隙より地をく掘り合敵の首  
取く立掃り是れ陸へと西人よ足せは色ハ  
上げ西村あ人はは者者よ先をせよ色言を  
なりとあへとも承出—上げ活く起は  
後下よ敵十人と密儀其首は銀の足燈  
持せ申陣よ色—其方はは控地をこ  
密儀を西村五馬左は坂を下よ其時と  
川組—よりり大力をせは其時敵  
取く押付首とりんとすも其時其敵も  
下より小指を握く西村の首よ川に  
川切んとは西村も服をよ—敵の喉を

押切んとせ—やう—其喉を押切く  
たのりよて是を持右のりよハせ切  
らき—初首を握く三上よと—も其  
名く君へ其時は岡忠太郎は西村と  
此者く肩よ川を帯退くと名下敵又  
大留養く進を其侍岡は西村哉  
傍より—を川返して進めを敵を  
四方よ進敵—又西村を肩よを静いと  
川返り其種勇敵も味方も古落て  
感—たり又中村を其ハを其剣術の  
陣を其なり—今日は弓よ—敵之陣



新く首をたらし又氏郷小那那吉屋  
山之部ハ其以深き名を以て年々僅  
十五歳中得艶しと云ふも容色  
なると白髪は赤髪有る具是下と名  
色々の系もく威一きら燈を若小梨  
并乃瓊は輝く皮の羽織を若ては地控  
一妻小楨中より余入く群を欺と詔疑  
能前ありと種ありと示師と氏郷大  
はく楨中よりその一妻首と定くら  
さきは甚願せとくは陰師とは多  
りきと那古屋山之部一の塔と小舟

能く予ひあり此那古屋山之父理代  
音形より高名一油留せは討山にも  
今かくは高名一父理の吉洲に世せ  
油と留しとせり討ち入り致す  
幾しは味方由ても町助部木町助  
新之出田村理平種あり八道家深市  
粟井市古書を治一跡尚千の共とも  
数多討死せり跡討乃合戦は款の  
首討は救言八十の級甚首を家  
管も今の代までも残りせり氏郷  
と知して捕中火を放て焼討あり

形は城の中は残れ一揆悉に切  
志有り常に此敵大の相を見  
根相と思ひ岩山宮内古河松山  
一揆亦後迄せんとなす  
名を以て己の政務をも  
足る事と云遠く  
改宗は病と仰り氏郷と云ふ  
大又怪しき事なり  
小十部之輩  
城日迫く押寄せ  
之組の端浦後へ向く

我を待て侍懸せ侍形勢  
たも形を名生己の  
れく左の地系へ

流氏神紀  
流氏神紀

山内田代我回忠行を

任道政宗より使者を  
氏郷名を以て城を  
取らば知也一人  
少(面目)形く忘  
付所は一揆の  
心は我を以て



中道をりしとく先も先多し改創り  
其方直絶面目なりと殿下の少く我  
中道一控抱たる由より其増せり方一  
少く改創し殿下の少く改創し  
改宗より形多し改創し殿下の少く改創し  
宮内より形多し改創し殿下の少く改創し  
宮内より形多し改創し殿下の少く改創し  
宮内より形多し改創し殿下の少く改創し

西宮より宮内と今家忠見  
天元宗紀氏御記より八家宮内

改宗陽よは改の形勢を多しとく在  
此も之を改創のみをたりと日氏御  
昨日早天より清水へ押寄て一戦改創  
色一とを月宗を多しとく改創し  
改宗より家入と山々田八家宗と改創し  
家忠見氏御記河内御記より八家宮内  
日氏御記より八家宮内  
城下へをりたり蒲生源氏を多しとく改創し  
改宗より家入と山々田八家宗と改創し  
改宗より家入と山々田八家宗と改創し  
改宗より家入と山々田八家宗と改創し  
改宗より家入と山々田八家宗と改創し

捕へ名をの一揆と憚り合世氏郷と  
前後より述べ討へしと斗たるも御成  
邦を専ら此上高清水の一揆も御成の言  
と皆政宗のり知れは偏くへし  
一揆は枝家より政宗は根本の唯  
山御は是れ一揆と今皆政宗の率勤  
少頃とへし一揆とあへは政宗の率勤  
奉公の者といへとも仰り情好手し事して  
政宗を恨まざる限なく情を回忠と  
しし中も名生茂博の討生捕り者なり  
中もやと同一事なりは氏郷大

略し御は明日のあまは是れ一揆討  
政宗の勤辭を仰へしと名生の  
捕へし郷より糧米多く取入る玉葉亦  
若干用意して備ふは政宗是れ知れ  
して氏郷世所は長津之隈より自滅  
とへしと巧き者一山より回忠と  
して大よ御天候損し早し氏郷方へ  
使者を送り某訴出さし山田より氣と  
中者も此頃罷りたれせんとする  
西人出きて逐電せり御不仕知の言  
も少津へ送る某事と述べ世所



在信水取山道一ノ下ニ有屋一諸人  
懲一ノメノ謀殺仕者一ト申送与氏郷  
少ク有ノト曰ク人幸付私ニ付是ノ  
罪一真仍付知ル以回忠ノ者有也ハ  
殿下ハ一ト申カキハ何ヤ一ノ改宗心  
ナキヲ強驗ニ付テ有ク宮内ノ捕ニ改宗  
殿下ハ忠告ヲ致ス一ト吏ト改宗  
改宗心ニ改宗心ニ付テ宮内ノ捕ニ有  
不改宗一ト一ト申中事ニ有  
氏郷終ニ改宗叛心ト察一用心殊更

者至小以十二月二日改宗宮内ニ有  
云ト返ルト少也是ハ氏郷ニ有  
改宗心ヲ有セリ也是是之送内殿小  
にて有一故千騎を以て討取一ト  
有カ一弓矢施ト有言一ト強を強  
今ヤ其心ト付知一ト改宗心有  
有一ト指察一怒ト名生小ニ有以  
服道ニ有之改宗人殺ヲ細メ有  
有リ也一換ト牒人ト有津小改入ト  
思一ト有氏郷後有諸人ト有是  
果ナリ氏郷ニ有詔一有リせんト有

思へとも改宗又いふ形に計略を成さん  
計略一と云ふ勲徳を細い糸を送るぬ  
物よ四月十日改宗大軍よりを津へ  
改入中風況より一は陸門城の守將  
蒲生をたより其旨ありを津へ詔を  
して援兵を乞ふ津より八蒲生は文  
以下乃留居有計中ゆき計略を如勢  
不老にへきと評定は家よ武州忍の  
城となり一咸田は徳吉氏長其より  
在栗佐あり花小田原より津へ来り  
たあきと是と云切を乞さり一八戸不

より不願悉く没入せよ是より在徳人  
せよと氏郷哀憐一十條より一万余  
石を体よ三千石を援助一を津小宗<sup>高</sup>  
一より在津此是所を如勢よ是より一  
と云前義<sup>舞</sup>市義を使者と云其  
方と中を津成田見より大に恨み早速  
中三人圍急中を津城山も弓矢絶え  
備へ人殺を配り只中風よもたり回急  
を別陸川より又急使奉り改宗八日  
此訓へ着陣すと少少もは如勢八日朝  
未頃よ系第七より一と中送り信へ



會津、城より神戶平六と云く其言成回、  
方へ中世は平六其使勤て侍りしと云く  
城下の市中と云り古侍り市中の  
四人は六介、敬軍、秀重、と云く、  
雑具と持帰て、遠近をとり、其後勤大方  
なり、は平六是は、いさく制、是も、と云く  
大水の流、海門、と云く、治く、事、明、  
耳、と云く、文、又、少、入、是、は、隔、り、て、其、也  
中、又、町、より、池、田、侍、り、極、當、り、居、九、の、命、と  
交、證、勤、也、然、四、人、故、百、人、擲、而、て、確、  
を、ん、と、は、四、人、九、是、は、極、き、息、轉、證、也、

は擲也、一町人九と云く、被殺す時、  
水く、の、汁、を、極、き、り、と、人、皆、是、と、云  
昔り、若り、聖、十、言、成、回、是、は、言、余、人  
川、具、一、加、留、と、云、て、未、明、く、陸、川、小、野、  
終、日、今、也、と、侍、り、是、大、部、は、一、人、と  
事、は、以、て、名、せ、し、り、氏、姓、は、是、一、人、  
我、御、其、も、其、極、き、と、云、く、道、中、の、極、き  
と、身、は、是、又、是、也、事、は、明、改、定、  
押、言、其、極、き、も、是、一、人、は、一、人、は、  
難、説、し、り、五、若、侍、り、と、云、く、其、極、き、  
先、安、心、一、たり、は、氏、姓、は、一、人、

若くは玉葉不足せり早く玉葉  
を歎ふ如く色さく人根少きをへ  
との事事も是は急津西寄居や  
や見えんといふ所せし如く生れ文の少  
くも心付枚十人を語りし頭中拾掛  
螺の貝令別材と用を一袋のうぢ  
玉葉と今も湯殿の箱にありしや  
くくく石市に居る者も胆く心付大名  
にあり玉葉と意く論へるは民郷  
左文のうぢと大に感せし  
蒲生

源北柳原二本松下若くは

神若くは蒲生氏郷より奥州一揆  
混乱を是と征伐せんを急津と名馬  
をくくく浪をせしは早進山守我  
老き候へし大隈は二所も赤松柳  
徳本もは多き言字都宮北原大田原  
大岡若此千本原王此宮本木と云原  
くく柳原都郷左柳原故出は合せし  
此中豊後家へも引寄せし者も浅野  
原心少所長遠は奥州探北候より甲州  
佐州駿州也の巡見候り今は上洛せん



す。如く奥州一揆の事と少なきは  
まて川邊一 神君一 神君一 神君と  
伺ふ如く勢の去り拂子原故ハ已  
布之ぬ我亦も世にお馬をへ一長政は  
早くを退かたりと此も多きは長政は  
奥州へ入りたり 故く二本松より若津  
是より先氏郷より京都へも早避つた  
浪をへ々々付石田流部九捕之成り  
たり 徳川教もも奥州へも動なき  
殿下へ心をも借へ一成は去り水戸  
岩城相馬もも其命を借へ尾港の法例

中納言秀次はも大軍より直後より  
とく少くも若海関より仰書と柳宗  
原政より賜り也。

徳奥州大將表一揆合陣紀原之

一徳宗天の時分幸芳は彼表事  
不下有為見成は借在清時深心  
許造た系事とを殊少将加茂公  
意で言加成故は新卒示し後不  
て虎山人校成造てて言良也と也  
家原は口伝言の三河守と若くは白  
浪事心は所要は尚木村世物不

中世

十二月晦

秀吉

所系或疑痛との

十二月中旬清洲長政柳原康政二村松

とて若陣一 徳川家の大軍と

進く攻める由少て改宗を以て大幸

すといふと伯父伊藤康成守部成實一と種彦

康成 行倉山十部 京徳二十外徑心定

具一て二村松、池系一世の風流乃

ゆきては改宗を志の柳又少くは甚喜以

進感せり改宗よおわく文よ其心を

抱く五細の心と柳く陳防も情也長政

少て物も早く成實系縁ありと氏郷

入集又送り氏郷を名陣より九らん

柳斗らませ法へは解けて、其方中分

難くはしとて改宗男と立陣り

由より行倉山十部一人を名生り城へ送り

たり長政より送り氏郷へ送り書着心六

今有改宗より最古部小十部為人を

人質としあふまるとは一先倉澤へ川九

路へとの事之氏郷此書情披りたると

書情には人質之とあるは改宗の



送馬人供は、山十郎一人、古名八氏、郷  
大に怒り、氏郷、苗、博、之、之、鐘、事、令、  
改宗を志す、之、水、也、又、氏、郷、元、来、  
改宗を志す、之、水、也、人、供、更、は、同、耶、  
と、送、り、匠、匠、清、時、改宗、表、書、と  
大に横り、重て其、名、と、改宗、改、回、  
り、改宗、又、苗、古、部、者、病、れ、  
然、り、亦、も、知、り、病、れ、  
老、一、人、と、病、一、者、更、中、送、ら、さ、り  
一、人、會、改宗、之、事、  
此、も、苗、古、部、改、宗、  
水、也、苗、古、部、改、宗、  
水、也、苗、古、部、改、宗、

お探、名、生、り、佛、へ、送、り、  
一、陳、謝、せ、り、一、  
大、軍、也、二、  
一、  
城、を、  
と、  
水、也、

黒澤回忠貞、成田初吉、

佐、沼、の、城、を、  
武、威、卓、絶、  
十、  
又

上方関東の大軍二松<sup>年</sup>道<sup>年</sup>と高橋<sup>年</sup>あり  
 是も亦よ押<sup>年</sup>あるとの見<sup>年</sup>彼<sup>年</sup>と云<sup>年</sup>  
 一して此<sup>年</sup>難<sup>年</sup>と道<sup>年</sup>と人<sup>年</sup>と常<sup>年</sup>評<sup>年</sup>定<sup>年</sup>の<sup>年</sup>  
 一々今<sup>年</sup>は城<sup>年</sup>攻<sup>年</sup>む<sup>年</sup>力<sup>年</sup>も<sup>年</sup>一<sup>年</sup>木<sup>年</sup>村<sup>年</sup>  
 仲<sup>年</sup>男<sup>年</sup>も<sup>年</sup>此<sup>年</sup>二<sup>年</sup>孩<sup>年</sup>と<sup>年</sup>氣<sup>年</sup>也<sup>年</sup>人<sup>年</sup>も<sup>年</sup>出<sup>年</sup>一<sup>年</sup>並<sup>年</sup>も<sup>年</sup>  
 人<sup>年</sup>質<sup>年</sup>と<sup>年</sup>は<sup>年</sup>佐<sup>年</sup>沼<sup>年</sup>も<sup>年</sup>龜<sup>年</sup>並<sup>年</sup>一<sup>年</sup>寄<sup>年</sup>在<sup>年</sup>乃<sup>年</sup>  
 ひ<sup>年</sup>向<sup>年</sup>を<sup>年</sup>得<sup>年</sup>い<sup>年</sup>是<sup>年</sup>誰<sup>年</sup>量<sup>年</sup>景<sup>年</sup>頃<sup>年</sup>因<sup>年</sup>某<sup>年</sup>人<sup>年</sup>質<sup>年</sup>の<sup>年</sup>  
 子<sup>年</sup>と<sup>年</sup>も<sup>年</sup>を<sup>年</sup>竊<sup>年</sup>も<sup>年</sup>名<sup>年</sup>を<sup>年</sup>乃<sup>年</sup>得<sup>年</sup>一<sup>年</sup>送<sup>年</sup>り<sup>年</sup>多<sup>年</sup>也<sup>年</sup>  
 氏<sup>年</sup>郷<sup>年</sup>思<sup>年</sup>存<sup>年</sup>の<sup>年</sup>質<sup>年</sup>子<sup>年</sup>と<sup>年</sup>は<sup>年</sup>四<sup>年</sup>壯<sup>年</sup>新<sup>年</sup>三<sup>年</sup>部<sup>年</sup>一<sup>年</sup>  
 頭<sup>年</sup>々<sup>年</sup>頃<sup>年</sup>回<sup>年</sup>り<sup>年</sup>子<sup>年</sup>と<sup>年</sup>は<sup>年</sup>一<sup>年</sup>壽<sup>年</sup>生<sup>年</sup>十<sup>年</sup>八<sup>年</sup>壽<sup>年</sup>の<sup>年</sup>侍<sup>年</sup>也<sup>年</sup>  
 此<sup>年</sup>後<sup>年</sup>西<sup>年</sup>は<sup>年</sup>先<sup>年</sup>日<sup>年</sup>名<sup>年</sup>を<sup>年</sup>乃<sup>年</sup>得<sup>年</sup>一<sup>年</sup>

鞠<sup>年</sup>々<sup>年</sup>評<sup>年</sup>定<sup>年</sup>たり<sup>年</sup>是<sup>年</sup>誰<sup>年</sup>は<sup>年</sup>佐<sup>年</sup>沼<sup>年</sup>乃<sup>年</sup>寄<sup>年</sup>也<sup>年</sup>  
 一<sup>年</sup>方<sup>年</sup>乃<sup>年</sup>得<sup>年</sup>少<sup>年</sup>く<sup>年</sup>者<sup>年</sup>々<sup>年</sup>子<sup>年</sup>を<sup>年</sup>思<sup>年</sup>ふ<sup>年</sup>心<sup>年</sup>乃<sup>年</sup>固<sup>年</sup>  
 誰<sup>年</sup>も<sup>年</sup>得<sup>年</sup>き<sup>年</sup>思<sup>年</sup>い<sup>年</sup>思<sup>年</sup>は<sup>年</sup>我<sup>年</sup>子<sup>年</sup>氏<sup>年</sup>郷<sup>年</sup>の<sup>年</sup>も<sup>年</sup>  
 向<sup>年</sup>り<sup>年</sup>一<sup>年</sup>と<sup>年</sup>少<sup>年</sup>氏<sup>年</sup>郷<sup>年</sup>極<sup>年</sup>烈<sup>年</sup>乃<sup>年</sup>大<sup>年</sup>將<sup>年</sup>と<sup>年</sup>も<sup>年</sup>也<sup>年</sup>  
 一<sup>年</sup>と<sup>年</sup>一<sup>年</sup>檢<sup>年</sup>を<sup>年</sup>懐<sup>年</sup>り<sup>年</sup>子<sup>年</sup>と<sup>年</sup>も<sup>年</sup>死<sup>年</sup>罪<sup>年</sup>の<sup>年</sup>也<sup>年</sup>  
 一<sup>年</sup>と<sup>年</sup>我<sup>年</sup>子<sup>年</sup>行<sup>年</sup>卒<sup>年</sup>今<sup>年</sup>又<sup>年</sup>回<sup>年</sup>志<sup>年</sup>一<sup>年</sup>我<sup>年</sup>子<sup>年</sup>の<sup>年</sup>  
 今<sup>年</sup>を<sup>年</sup>助<sup>年</sup>も<sup>年</sup>也<sup>年</sup>と<sup>年</sup>も<sup>年</sup>一<sup>年</sup>皆<sup>年</sup>も<sup>年</sup>名<sup>年</sup>を<sup>年</sup>乃<sup>年</sup>得<sup>年</sup>一<sup>年</sup>  
 彼<sup>年</sup>も<sup>年</sup>也<sup>年</sup>一<sup>年</sup>幸<sup>年</sup>向<sup>年</sup>を<sup>年</sup>且<sup>年</sup>一<sup>年</sup>某<sup>年</sup>も<sup>年</sup>也<sup>年</sup>乃<sup>年</sup>也<sup>年</sup>  
 氏<sup>年</sup>郷<sup>年</sup>公<sup>年</sup>の<sup>年</sup>も<sup>年</sup>向<sup>年</sup>り<sup>年</sup>也<sup>年</sup>某<sup>年</sup>一<sup>年</sup>檢<sup>年</sup>一<sup>年</sup>  
 一<sup>年</sup>繼<sup>年</sup>一<sup>年</sup>幸<sup>年</sup>も<sup>年</sup>是<sup>年</sup>近<sup>年</sup>乃<sup>年</sup>罪<sup>年</sup>科<sup>年</sup>を<sup>年</sup>出<sup>年</sup>許<sup>年</sup>一<sup>年</sup>下<sup>年</sup>  
 一<sup>年</sup>是<sup>年</sup>乃<sup>年</sup>木<sup>年</sup>村<sup>年</sup>及<sup>年</sup>父<sup>年</sup>子<sup>年</sup>と<sup>年</sup>某<sup>年</sup>も<sup>年</sup>也<sup>年</sup>乃<sup>年</sup>也<sup>年</sup>



送る所余ふと見届くは哀哉子の命と  
物け給りうゆへと申さる氏郷甚喜也と  
被え一子余少しと心を煩ひさる  
早く木村父子を送るべし一此方より  
送らざるもと一と返答せしは是は  
大に悦び一揆等ともは計合せしは  
木村父子と佐留より送らば一佐留  
と一揆より送らば其方木村父子を送ら  
て名をよまざり氏郷より木村の送と  
一々千五兩騎送し一々送らぬ氏郷  
大に建請の忠と黄し一其子童子丸

一命を物すのみならず氏郷人として元服  
させ其後六歳と名乗らせ其地を與へ  
石をいさる伊勢守父子は氏郷へ對し  
涙を流し一孝と公を名づけ其領より  
歳程もむく美事一此郡令も探訪しん  
一寒天大雪を凌ぐも神速し一  
此方助とばは善くも好せさせ知不足の  
山傷茶代(東)とてこそ是れ女目解り  
水漸少し余一吏也一今言の根ぢな  
ては其方は切らば討死をへしと  
思ひ切らぬし一減る余の親とば

今所入書を中へ一少とも感下口怒  
備りて一其の父子いづれも罪科より  
不承事も計難きことより其處の口難成を  
類するも一と申せば氏郷ゆゑ我共  
感下の其方父子と子弟とありし枝物  
をへ一と合せしむ一由一曰夜辛方  
一と動も勢多し一とてその方父子  
計もあつて早更也。一とてを無罪に計  
斷句一と何りて是より一と一と恨み  
るるを後改宗より一と承て伴達後五部  
戸倉十部ありと人樂に送り演明

長政より一と又書留を以て今八と也  
金津へ川死多しと類ををる 佐沼の  
一積も本村父子名生へ川死一 後長  
早へ何方ともなく近去たり 是れとも  
一年は残日數もか一 東表ハ錦陣  
一と一 經く用意付事と軍力へ一と  
一と一 一と一 風田長房久茂氏郷の枝物  
一と一 一と一 思ひも一と一 京部一と一 大谷  
刑部お捕吉徳國白の作を他へ一と一 後長  
氏長へ最也一と一 女子を急よ京一と一 定せ  
よと一と一 下さう一と一 由せし一と一 氏郷末名生



一 並に其名を金澤(中世)  
道中の資信河下以下(事近丁寧)  
一 不知(幸多)氏長大(順)  
家(吉田和泉)を承(二百七十)  
金(と)原(急)を部(登)一(む)  
是(十二月廿九日)事(と)氏(長)小(西)中(中)  
降(糸)せ(う)し(も)其(切)と(せ)一(博)き(れ)  
因(白)横(う)り(下)願(を)収(出)せ(う)の(み)  
な(ら)ん(金)千(両)と(不)抄(し)唐(の)紙(を)以(て)  
潔(を)贖(ふ)一(と)金(を)う(く)と(い)し(も)  
そ(の)事(叶)難(く)例(く)金(九)百(兩)唐(紙)十(八)

一 余(ま)う(り)月(贖)は(う)と(男)の  
直(而)も(れ)く(兄弟)妻子(を)百(貫)一(金)澤  
一 才(成)上(也)き(う)一(せ)り(御)又(氏)長  
一 人(小)女(子)の(宮)願(極)め(く)災(一)一(重)  
一 一(源)宗(よ)吉(小)中(御)下(少)百(此)秋(小)田(宗)  
一 一(方)更(へ)ら(せ)の(附)総(州)小(山)九(百)貫(家)  
一 一(乃)山(宗)の(女)を(百)貫(最)の(病)乃(筆)枕  
一 一(一)夜(の)契(う)ま(う)し(う)一(う)り(都)一(都)一(は)  
一 一(の)登(せ)く(日)夜(の)以(老)一(み)保(く)成(多)一(六)  
一 一(此)女(は)父(の)下(願)出(して)一(う)り(被)子(是)身(身)  
一 一(僅)又(氏)郷(う)ま(う)し(う)一(と)月(日)と(送)と(と)

いへとも何のりも昔も川へたつきやう  
心細きし勢きし我法を物とて只解津とてハ  
殿下極きし心もいつゝ移ひて民郷に  
順地増し加へらるゝ時民長とて  
別よ石もさきも地民爲山ノ地もたされ  
下領二万石を揚うハ全此女房の島に  
法編纂つゝさうゝゆゝとてさうとてさうとて

神君古河の勅唐の政宗上洛事

天正十九年辛卯正月

神君古河の勅唐の政宗上洛事

と先きとて奥州大津の一揆征伐  
乃爲お立せむい一後豊后國白石田  
之威を以て使いし  
徳川敷しは佐竹義定等と召具せ  
らるゝ政宗の順地佐具日利柴田口へ攻入  
りしに  
とこの事也もては兵を以て此軍勢を催さ  
るゝ如法別中納言秀次は元日とて法別  
より後白のりしと法を以て國々同月  
十日江戸に後岩槻の城へ召集し上  
総州古河城より動りしに大津首西



乃一様亦氏多末落去々々氏郷始皆  
之々降へ備陣——石田三成にお馬より  
川邊——きうと少へかまへはゆへ一先  
山軍勢を伺ひし雲消春暖を待々  
陣置と証候——奥羽平場をへ——と  
四月十三日（日）へ山籠を返さる——如  
秀次にわが州府中へ——原陣乃由少へ  
かまへ—— 神君十箇府中へおこ——  
——て山軍減有て秀次にも安よう  
川邊——上洛せ——

神君及馬場兼清秋意を奥州へ

出されぬ家英行倉中御も早へ  
上洛——一様亦と一味ありかまへと流海  
をへ——と山内をとり巻はさる

神君為々波家高家傑たを知ら  
る々々惜中せりかまへ——初も氏郷ハ  
正月元日木村父を替々々名士の城と  
おこせ候と七日返りぬと十日よ二本松  
へ——陣置——かまへ及海軍書取進  
出て氏郷乃由と可々後と流——  
今度乃我切を頼良浪者——田丸中勢頼  
國有之末亦も居連々——云津—— 瑞澤

女古より長政と古の氏郷上落す因  
正月之 神君も 豊奥有る  
与落 一の十二の氏郷入落 一 関白  
一 海陽をまはる 殿下も 氏郷今丸の  
戦切 美吉とくと 祿貞 一 のよ木村  
伊勢守 新又 下願を賜う 左也 隣系  
義う 苛政を以て 一 中一 積を 記さす  
史を 退治をさす 能う 氏郷 一 極勇  
其 勇を 一 一 舎を 道も さす 出都を  
治す 恩を 賜を 賜を 賜を 賜を 賜を  
氏郷 賜を 賜を 賜を 賜を 賜を

之 勇を 賜を 賜を 賜を 賜を 賜を  
僅に 五万石 授く 氏郷 一家 一 列せしめ  
らる 十五 神君 所入 諸君 一 関白  
少 數 向 一 関白 恨多 一 恨く 一 関白  
尾州 信濃 一 重将 一 のよ 其 所  
改宗 片倉 少十郎 一 丹後 者 少 勢 一 一  
東州 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一  
神君 此 所 一 一 一 一 一 一 一 一 一  
告を 一 一 一 一 一 一 一 一 一  
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一  
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一  
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一



漢者乃為之矣其乃竟罪數らん事と  
為して寧ろの可を執りて陳謝  
せんといふ故實又叛心のいふはいつて  
形違の上居仕へき其昔位長云の以時  
君は西京の討も下らせのいへば  
君は陳叛の由漢せし者なり其時君  
違ふに安去へ川邊——陳防有へ  
伝は云ひ叛も早く解のいへ今又漢家  
前勳能も其時を似せる事——  
今國白う其つきのいふ漢家早へ入洛  
——我孫洛を討りと伝をさる信く

漢家は、陳桓を全活し、たみ是、我  
馬車も其をく入洛も其を及見者  
目我驚——竟を消——たうとそ  
漢書に云く漢家は都へ入く妙見をも  
孫信とく漢家は、都へ入く妙見をも  
孫信とく——陛下の罪をたはすは  
氏郷方より山戸田の漢家を以て漢家  
一掃と一味く其も其も一掃はるり  
関白源氏や捕りてん其も其も  
有へ——漢家を聖樂も百もハ  
氏郷方より漢人とて山戸田の漢  
家を漢家を以て漢家郷へ

一揆を勅書に自筆の回文を改宗し  
是凡よ此の跡函く不有く、此と  
以下さる改宗少くも所せし其回文の  
書面系一説は書一とす、信く其  
回文を改宗し消さきたり改宗信篤と  
一説は、重く辨紙現を乞ひ所業  
おろく回文を回文をさし、と恐て  
元の書面と一揆より、と改宗信篤  
信篤の所業は侍の五奉りあり向せ  
らる、是凡よ一字一息のお違ひ  
以來の書面も改宗の自筆の疑ひと

信く其時改宗消く、と一、と信篤  
山田の辨書人は切年の時、と未道留  
了、石段の共、若名、感氏、と跡を  
能勢古江あると、某古書中、付並り、  
と、筆法判形、ホ、と、終、似、と、  
某の一説、と、其、信、分、と、其、信、  
は、回、人、と、その、事、理、也、物、大、言、  
ある、信、書、少、と、某、と、一、揆、の、一、味、と、  
終、せん、為、誅、書、の、終、と、其、終、  
判、形、は、鵜、鶴、の、形、を、用、ひ、と、鵜、鶴、の、  
眼、を、月、の、と、中、下、の、下、を、て、書、入、



只今大小名の中にも、某々不礼可為の人、  
多々あり。此れ亦、有るは、後世に  
中へ信じて、徳大名、今迄、政宗へ、姓、更と  
奉り、政宗、書札、早々、其、書、以て、下と  
福ら、徳大名、政宗、より、送る、書、書札と  
意、其、及、世、代、因、白、冲、氣、少、く、川、合、せ、味  
有、不、政、宗、の、中、當、り、朝、日、遠、く、以、鶴、領、の  
眼、又、さ、り、た、り、要、は、矣、回、り、り、相、成、  
山、戸、田、の、城、東、へ、の、氏、郷、又、出、り、當、り、  
回、文、は、諸、書、等、り、政、宗、の、隠、保、令、く、徳、若  
の、仕、業、等、り、と、願、下、忽、ち、權、威、出、生、は、

政宗、大、に、恨、み、厚、く、恩、を、謝、り、と、退  
り、此、後、も、政、宗、と、ら、く、管、見、を、信、じ、り、  
予、附、も、政、宗、は、汗、者、の、刀、を、持、せ、平、田、之、部、と  
云、東、風、之、氣、乃、大、力、哉、羊、履、而、と、り、  
余、り、り、り、部、主、因、常、に、政、宗、の、退、り、我  
侍、台、主、因、乃、袍、を、汗、者、の、り、り、り、引、動、り、  
々、是、は、及、勤、奮、の、事、大、に、忠、怖、せ、り、と、云、  
其、頃、井、伊、直、政、密、に、  
神、君、へ、中、上、々、々、は、今、自、政、宗、の、隠、保、の  
證、據、は、數、多、り、り、吏、を、願、下、彼、の、汗、云、  
送、り、せ、り、り、忽、ち、其、罪、を、冲、免、者、り、り、

いふと思ふやと何い

神君若くは関白政宗、隠保はよく知る  
ととも態と彼を陳謝の詞をいひし所免  
者一は活きゑちとてこの事と云ふ  
るに彼を京より召さくを待たば償の取  
らるる早速に彼の上洛もこの家徳の  
仕業なり又回文の書面一は御宗の  
字一我見事は約もなきこと一  
昔も挙動が大膽不款の例と云へ  
又判形も悪く心と行を違へし所免の  
神宗人の及ふ事、雖も関白彼一方の

堅めとせむる趣き頼母者と思ふ所取  
の事一知らまじく態と教へて其  
罪を問ひまじく関白の大膽ハ又政宗も  
百倍せりと信じては忠政を始中宗頼  
の輩一 神君の御覧も感服也

千利休罪科 何所格云々

其頃千宗易利休居士といへば武田頼朝  
紹誘より珠光以来の宗道を傳へてあり  
当宗匠と云ふも貴戚権門の毫を  
蒙りてその東山殿並照院持軍家  
源叔父の道に就きし一 け方世貴人



言位當道を玩ばざるハレ——當時豊后  
関白もも習敷才ハ玩者——程々西之  
城日乃波大名旗本ハ辱く臣利休を  
富通と——胡夕勢古——多ハ利休頗  
毫程ハ誇り驕逸傲慢を振回ハとも  
是と對ふ者も古く門前車馬を維き  
是哉以て馬雲古者ハ妹と云ふハレ  
誰か知らん一魂ハ白雲一鼎ハ松蔭清風  
雅韻忽化——熱俗置用ハ辱く  
汚きんとはさきハ兼定ハ新田也  
皆利休ハ兼定——價直ハ言低を

言了程ハ都鄙由るを求む傳を以て  
令恨を措給よ——兼定を落すハ利  
休ハ貧欲深き者も是ハ賄賂の多著  
了——因ハ價直ハ言低を定め與ハ  
實了——於て其富豪を極め城守巨万を  
重き事ハ関白利休ハ措給を令り惡物の  
新田を偽り馬賈城缺をハ人  
逆——むす事と云ふ——凡一道の宗道  
と云ハるハ人ハ師範と云ハる者  
私欲を為ハ——て奸曲を振舞事ハ  
小誠と云ハ——甚利休此ハ頗驕逸

特慢の解り業地大徳古溪和尚宗澤  
斗り甚々の木像を彫刻し是を  
山門の上と安んずる事一不礼とわ  
いせん群伐とわいせん以の亦の曲事  
なり是をも由る事と捨を時天の  
改事一三へんといふ亦親を捨  
し中村武部少輔を召く凡山門は  
王侯貴人も出入りす可なり  
彼者己木像と山門の上と安んず木像  
を去りせ王侯貴人の頭を踏む  
を根替の事なり亦のみぢふは法人の

財活と祝て古宗の古宗貞を定め俵重  
と名低し世と御怒は是と悲へ  
きよ此を速く女好むし腹切らせし  
侍者或部少輔を白ひ侍りすと傳へる  
此利休流石の者といふは侍り肯  
中さんと心開く平為の如く善をなす  
人といふを女破りよせ

利休女果敢の程を娘一草れ

菅の巫相とせし思へは

其後娘おぢんといふ事も記さし一書我  
書殘し今月思ひを更し



息切後一誤り利保のやほ野舎といふ事とせり史の  
後を二卷所せり相皮大徳の信持  
も佛者木徳と安也せり一眾位一不  
其言礼明一陳謝の述一て六書と  
破却せり一とせり一華田利家細川  
忠興華田徳宗院去次を度と一責問  
せり一御知古溪和尚思切一碩星散多  
引是出度一辨論劑を移以和尚若  
尚と破却せり一人一と云々一は一自願  
せんと法衣の一日懐理を強一持て禪氣  
心壯烈せり一

神君形と一古溪の壮志と深く  
哀せり一徳云院を一古溪和尚と  
と一彼の徳と山一と云々一お入一王侯  
貴人の頂を汚一といつ一礼威を一  
事一甚罪一又一似一とい一左禪宗元  
世外の者在一法礼一又一知一と  
者一又一大徳寺破却一の事一人物へ  
と一以一昔一三位中將平重辨一父去改官  
入道一盛一の命を受一と一南都一より一白  
大佛を焼一止一追一く一織田一及一叡山  
法堂舎一恙一く一焼一亡一甲州一にて一惠林寺

と撓く寺中、の佛徒は又もいそいそ  
此處、佛經卷一斤の相化、一果奴  
平家乃滅亡も織田殿乃捕死も元々  
天運の東ら、いそ佛法傳の行乃  
く、又も此處といへ大僧人、は之室乃  
佛、得たると中佛、評論、さる小僧、さ  
師、く、く、大寺代、佛、く、く、く、  
以、評、論、の、一、期、乃、懐、く、  
破却せよ、と、天下後世の、評論、さる  
山、思、ふ、有、へ、き、や、此、の、佛、殿、下、  
洞、陳、せ、よ、と、と、と、く、く、く、  
德、善、院

有、新、き、心、之、と、感、服、一、世、の、関、白、  
く、く、く、は、関、白、も、怒、と、と、と、大、徳、寺  
破、却、の、事、は、止、ま、と、利、休、の、首、  
一、條、廟、傍、乃、り、の、泉、首、一、山、門、乃、木、像  
と、は、指、く、を、並、其、首、と、評、論、さる、  
暴、さ、と、く、く、く、都、鄙、乃、諸、人、乃、者  
市、乃、く、く、く、く、く、く、  
宗、師、と、い、ひ、は、誠、茶、胡、舎、の、支、後  
く、く、く、く、く、く、く、  
大、徳、寺、の、崩、  
宗、州、禪、師、乃、嗣、法、さ、る、秀、云、云、織、田、殿  
皇、福、乃、為、總、見、院、と、創、設、せ、く、く、く、



及々古溪と居候一々徑行きては  
 此後大徳寺を退け右掌府に移さる  
 一と云又法小繁此大徳寺は昔花雲院  
 宗峯妙師玉師より稱名中より後醍醐  
 天皇の嘉應元年創設有し此の  
 南禅寺と云々祝聖の道場二百五十  
 坪第一流流の本山也  
 沖君の所也と云云一切又断滅  
 せん事と懐中せり心以初と云云  
 との事なり

九戸五乱之事

同後編年  
源氏傳

南部大膳重長は連の家人九戸隆理政實  
 秀云云去年奥州白の初己は謀せらる  
 へきと澤の系一々一余と物なり知  
 今又五月より至書七月十五日とす先小  
 備生氏郷の爲に追散氏傳死七歳花巻業之助とす源山幽溪  
 一逐隨之知り大徳寺西州云内  
 の一撥とを信從一掃袂雲久之慈  
 備兼七戸長部大徳寺住持姉年元  
 大學一戸長部といひ侍凶徒と謀合せ  
 可し四墨を取急ぐ之を去年  
 奥羽揆地の時より備陣宗の源長

為重一家人 淺井左衛門の住居也 亦  
多分珍の城を一揆古改園南郡佐重  
是を敗んと多分珍又出馬一揆  
を望拂ふ云々其の佐重佐重一揆  
乃城へ發らば其男は之をへ得神共  
之後也一揆東月三戸の外馬別城等の  
將佐も皆大城と改園の南近任重家  
八戸 乃重月信隆後亦余一揆と  
謀代せんと思へとも大勢の一揆と  
容易に討事叶難 佐重急脚を  
以て 其の京都一揆を乞ふ云々

善く討事へしと志す一揆の事皆  
先く討事へしと志す一揆の事皆  
清洲中納言秀次は先ず大將は  
伊達政宗軍月信、堀尾吉晴、藤田  
長政、徳川家康、乃月信、井伊  
元邦、中納言秀次、佐竹右衛門、藤田  
中納言、藤田、早島、上杉中納言、藤田  
五郎、 徳川一揆、定女部、軍中  
諸事、 徳川一揆、任事、  
徳川一揆と秀次は、大河、  
先ず人殺し配る事紀有しと



せしむ 任達政宗此頃はいしし 上京  
せしむ 今度河川しし 軍忠をせし  
色しし 金を散り色を勇州へ  
馳りし 藤生氏郷も順月へ一撥せれ  
はし 六月廿日京師を發是し 色津小  
石 七月十八日政宗は居幡赤井を打て  
白石しし 出陣し 氏郷は小倉豊兵衛  
上坂三原物と色津へ留守とれし  
七月廿日色津二万五千餘人 金澤を打て  
九戸城志しし 色津を打て 色津は  
九戸の与黨穴巻井 編年御筆に他は天元根若利  
實記本文に同し

せしむ 一色城入りし 藤生は先子一掃し 生  
源は 日忠を打ちしりて 穴巻井城へし  
抑りせ 政宗は 藤生は 石黒表物坂九物  
一番は 先定し 討死し 九物を 前太河内  
平三郎 肩よりけて 川取し 前月一色城  
九物女一少あり 谷原守平も 源兵衛も  
物名守子 大智也 色津城將 姓平 大智  
中 石部 防衛し 難言 色津 搦手より 色津  
しし 色津 右三木 石部 色津しし 色津しし 色津しし  
将平 方より 色津 勝人 色津 討死し 色津 根若利  
の城へし 田九中 勢の補 藤生しし 色津 討死

是も川をりし押多々もし月別数防し  
終りし事ありしに去きし此極成し心師  
一戸和賀の城より筑し一揆亦  
終りし事ありしに退きし事ありしに  
大坂日記

九戸城攻め事

神君も七月十九日江戸に馬ありし先  
は柳原康政二陣八本安忠勝大久保  
忠謀松平國勝も康元信四松平重利も  
康貞も本多豊後守康重も本多大膳も  
家昌菅沼大膳亮定利菅沼益家も定政  
も本多武川清合も近江守信小井伊直義も

重政は先きの軍監也は先日より更次  
りし後長政堀尾吉晴中の一とありし  
平助村もも民郷と合滅し九月七日  
九月の福屋の城へ攻めたり南郡松原  
信重は云もさうさう津原右京守も信  
松原忠房も菅原康元も此より来るも此  
大軍を以て城を圍ふ事し福屋竹葉の  
城堀尾吉晴井伊直政も守りし一揆  
も先登し難波を獲り攻めし九戸  
改定も難く見悟の事也是ハ矢石を  
流しし一揆也雨穀の也く亦也



為輝と防衛をなさず、身も忽ち自死  
七百金、よりの此地善山哉と云ふに  
倭へ喬木枝を交へて天をなげ波中と  
云ふ筋の細道と大士の往來と、左右  
石壁苔階、わづらひ、攀援を憚らざ  
室に於て蒲生氏郷、井伊直政と書  
し、元暦の昔九郎判官義経の故事小  
野の精魂を夢み大士波中の方へ心  
智を強し、在り地を遠回さず、折を  
させ氏郷ハ脱兵と云ふを裁し、さ  
千丈の絶崖岩頭を登き、葛うらと

攀援、城の後進より、大角收百挺  
城中へ放を、は、是は忘懐、城ハ  
波中より、川邊、城門と云へ、おん聖八日  
子明より、法勢一回、持楯捨楯、つぎ、つぎ  
大手搦手、一頁、鯨波を揚ぐ、攻を、草  
山谷、震動、天維地軸、是、る、り  
嶺、と、云、ま、う、城、中、より、は、二、三、段、格、差  
に、陣、の、地、勢、兩、氣、を、舞、々、お、お、せ、六、段、深  
い、所、一、幸、子、の、死、傷、若、干、と、云、ふ、幸、子  
か、一、三、く、む、と、云、ふ、九、名、足、見、楯、挽、大、場  
為、城、門、さ、つ、と、お、つ、軍、手、脱、兵、す、と、つ、て

六百餘人 女めきしけり 實は切立所あり  
大軍といふともけ極勇又實は南都  
津怪松茶等、勢甚烈、且坐らば右佐  
友佐、逐乞は井伊、故場尾、吾所、是は  
梨り岩敷、もか、城を廢せん、烈  
く、勇を強、合戦、南都、佐、自、小  
乃、一、撥、是、家、人、未、り、他、人、は、切、を、強、り  
つ、き、よ、水、は、きた、り、返、せ、と、逐、敵、は  
味、方、を、呼、び、東、方、より、入、り、せん、と、以  
漢、能、を、及、ぶ、勢、は、城、の、南、岩、敷、を、擊、ち、  
攻、入、り、と、以、實、は、城、の、才、よ、一人、白、糸、の

強、く、大、城、形、を、た、り、曉、を、松、頭、は、岩、敷、  
二、百、中、の、一、は、朱、梅、の、港、松、古、り、と、お、振、り  
岸、の、岩、を、常、依、り、傷、り、井、伊、を、及、ぶ、強、本  
く、追、及、石、見、送、り、け、侍、と、ん、心、忍、き、  
敵、の、舉、動、某、只、く、彼、を、朱、梅、の、港、を、守、り、  
以、目、を、を、し、と、云、け、り、馬、を、守、り、  
く、く、忽、ち、彼、を、と、強、を、合、せ、散、十、合、港、を、  
合、せ、り、と、ん、和、石、見、一、喝、し、く、彼、敵、を、  
常、依、首、を、斬、り、其、首、を、朱、梅、の、港、に、  
持、添、り、強、本、を、滑、り、車、及、り、及、せ、り、  
以、境、に、某、等、を、送、り、た、り、此、德、を、し、車、り



ゆし中を及と改はちなりと歎けり地城  
多く東らんとお向ひたり者、吾儘を死  
境を及更には主へ、しはちの方、軍切  
之石塚し、しはちと、あきうと、しはち時  
山四十、支、山林勝と、而、本村、古、多、阿、外  
吾、多、し、し、し、一、量、も、皆、吾、改、の、も、う、屋  
し、し、し、し、力、弱、し、城、之、を、勝、也、し、し、し、し、後、  
城、之、門、を、堅、く、候、し、又、も、勿、く、發、は、り、  
之、も、改、入、へ、き、極、も、也、く、宜、く、時、日、を、候  
は、り、吾業編年  
氏御記

九戸沸伏の蕭生伝達時討之事

井伊三郎少輔忠政、老、の、地、地、也、し、し、し、  
考、し、し、し、力、責、も、改、局、一、難、し、し、し、と、志、  
矢、地、堀、處、等、の、御、一、其、所、を、長、興、寺、大  
信、宿、を、傳、へ、し、一、忠、政、の、書、旨、を、九、戸、改、突  
り、送、り、其、極、勇、滅、の、處、は、一、と、し、し、  
し、し、天下、の、大、軍、を、歎、し、し、し、し、と、此、間  
に、し、し、し、し、は、ち、早、く、天、命、を、知、り、降、参、  
せ、り、我、は、古、敷、之、京、都、へ、携、ち、て、御、命、を、  
のみ、せ、し、し、し、下、願、を、も、ち、り、し、し、し、と、後、途  
せ、り、む、九、戸、榊、境、亦、心、は、矢、極、も、思、ひ、  
し、し、し、し、城、中、一、様、と、し、し、し、し、已、は、り、候、儀、也、

勝之甚上五采道也折足——矢種と  
己より以たうなきは九声改實は骨格挽  
別雲久意備系大場部部長あも洋漢  
は色しも兔角飛城叶難く甚改の効  
徑より五——と一皮——或意中改實  
儀能甚改の洋訓より余の主人南都の四願  
を残りく返——下され城内外男女老幼  
御余せ——下さるは城を以て洋系  
せんとして中々も甚改是より數面——洋  
洋系せんといふは其方一人先城を  
別改——其外ハ考及本九と云く

三九の道云々——と中を改實訂事  
作し何と——と礼謝——と云語る  
より——中洋——其方一人儀能の洋  
東より——知と生捕々々根挽別雲九  
九道九辨大場部部長大里改理久意  
備系中も皆洋系より也。本とて——獨九  
此付秀次卿ハ二之道間道居洋有——ハ  
備系生儀能改理別雲九道九部部長  
備系中も生捕々々と引つ連る余り々々ハ  
秀次卿我及甚大改改り死すと我ハ  
告げ——と道徒と御余せ——幸曲幸



世と怒りも九戸兄弟を初首謀の者  
三拾五人之追問より川中一に首を  
刎らる政実の子は十二に比類稀なり  
其首を切り一はも痛生るは一生捕  
らる首を刎一は哀なり其外一は  
無量三丸も追ひて一者九六を  
放て焼殺し老若男女泣悲む其声  
天地も響き哀なり形勢なり是  
より先伊達左衛門政宗は関白の  
養子なり一は切き月白石五六  
浦島八月城隍女官小波田の石川

長門藤原の藤原危浪津系一は是ハ  
宮内少輔の政宗も城を極烈に治し  
一は伊達勢も源田伊豆を始首  
討死多し一は伊達巻一は扣きり  
八月廿七日城を糧米已に尽果一は  
伊達殿五郎と称し津系と乞ふは  
城を一は俄に火をせ一は幸に熱攻で  
終に宮内少輔の城を治し一は伊達  
城を攻めし城も程なく攻め一は  
三千余人の首切り登米問はる津系  
は附 神君は若くは此所を津





有人と云く氏郷五年今年の熟切  
 羽州長井二郡を加へらる四領を津田郡  
 仙道七郡合へて百廿万石額存額とを  
 揚りて改宗と云ふ村伊勢守の四領高田  
 大河の地を拂へ此地は去年此方一揆  
 乃強勃ふ村里田宅悉く蕪せし一屋六  
 改宗之後家も移り住へき可也  
 海軍内心には然横正多しと云語方なく  
 神若の集きしらひ一岩山の地あり  
 移り汗若を水津の地より移り住せ

甚後改宗米谷と云ふところの地集り  
 移り今乃仙臺是なり上人の言をゆへ今乃  
 作道長神皇正統記に仙臺と云ふ所は  
 有りと云ふ仙臺と云ふ所は仙臺と云ふ所  
 神若は秀次卿と云ふ奥州之信平泉  
 衣川色乃四流を以巡遊あり其間此家人  
 一會をとりて奥羽南出の地味を領し  
 めの一回月廿九日一江戸へ所歸地  
 あり与移る番務も暇場り暇後一五保保  
 南部佐直は直に順内強勃よりうり  
 不順改收せし一と云者一と云氏郷  
 是を憐み頻りに歎けし一と云秀吉云

許官省々 九州 侵奪の地とて是を  
南朝より通して同記備後

朝鮮陣後場神宗以降海事

関白秀吉公合身大和大関公秀長卿  
今集乃正月廿二日此は関白晩年の事  
最竟乃霍乱九二歳此は八月五日失  
命関白は是皆中の機を失ひ  
思ひに世を河をして神皇沈  
むの理多もされに十二月冒秀吉  
を正二位大納言の内大臣を是と

道き程に尚穢を奪せる事を本意とす

後次公二月十日中納言三月廿八日忽

尚穢と稱し秀吉公を関白と

世にも甚方に太閤と稱せる事は初ては

世の中に此事皆備はる事と思はれ天下

大小の政事軍馬の至極はき心の

修又沙詰せらる事の甚願の事一也

追留外は大名ととる太閤は出

されば我々不の事は當時明朝の

天子垂世を及び王德測く哀堂の秀吉

草間奴隷とす事官位人臣也



極め汗馬の骨より海を昔海とせし  
いとも然思へば人世の類難く先法後安  
き我老弟よみい前史の予我先之  
堂中ノ機碑とて返下は是と思へば  
寿齡止は端らんとは大丈夫量百平  
ノ命を多は病さんや古くは西西北の  
我とも皇邦を難く人事をとも  
とも皇邦より西戎を征せとも  
皇后乃外千歳寒くたり況や朝鮮は  
皇邦の虜にたり物又凶年朝聘の  
礼を修めとも同く是年朝鮮より

書向を結るといへとも今より  
何ぞ之礼の甚きや秀吉人  
朝鮮を征伐 其罪を正 朝鮮王海東  
君を伐 車又二韓を討止 其罪を以て  
車又大明へ押渡り大明の弱兵接切は  
皆余別を并吞 唯朝鮮の暗を遣り  
秀吉自九五の位を踏大明皇帝とす  
んと思ふはいとも 何ぞは是を  
大小名愕然とて 大に驚き殿下  
天子より訓多し哀歎乃命を心神恨  
恨れせしとて 何ぞは是を

善人も皆一上層に列す昔回利家  
毛利輝元と始法大名五奉行以りて華  
何れ太閤の威光は遠く及ぶと云はれり  
及ぶ者もねく敵下英武大度と云く  
武もく礼を擧げ一仁をく残は後身意  
神の心く昇送策れく己は九列西海  
一風清の声と云く東は唐埃の  
法を法の上は天朝と云く紫一卜  
万民と云く言一多し盛徳大業古今  
卓絶一糧倉室田木の武將未改  
及ぶきよ水人満く神切重后の法を

進く之韓と征伐一多しは之韓の  
君臣もと云く澤余せんは指を居て  
法一其時之韓王と紫内とて大明へ  
押来たり、皆余別は唐人とも敵中の  
神武英色は妙怖一忽草食雲霧  
一之強を遠く多しは何の疑、有んと  
口は似せく倭弁波辞、後日の言と云  
知りて只眼茶の怒を長も其切徳と  
称賞一退々も是は太閤大に收り  
東は是、早く之韓征伐有へ一と云く  
斗策を回きれり也法重は其軍令と



下——九鬼大隅も表陸ハ船乗り也艦艦  
敷而艘也製造也——其市——日本丸  
とく——珠又大船を作らせし其西至九州  
の法大船も大船敷多作れを云糧を  
用也——軍勢強盛を——と福留——  
太閤より肥前名護屋より少動度  
より先より法大將八幡年二月海陸海  
せ——む——と定り也大田和泉也甚其  
宗仁と名護屋より也——旅順と云ふは  
糧運よりきと余せ。

神君の及此史少の秀吉は古今の

秀吉も大志を以て其名を五代の耀  
さん事成思ひ古今未他人の思ひより  
さる大切を思ひんと今も相解と伝代  
せんと思ふも——成へ——徳川朝鮮ハ  
海外の疎頼悉く疎夷と云ふといふも  
本邦も於て其益更も有へし以て其や  
大明と云と結んよは年月をさる  
も其元——其官もは本朝の云成と  
孫——百姓を飛ら——本朝未代迄ハ  
大害を川也——たは朝鮮を伐後  
軍と相せんともさるも徳川大明の

扇田其う大明必獲云々か 大軍を  
以て會参人とてて 千府月我軍  
難成せんは 暇取せう 志が 一方のみ  
文よ怒を致 五月兵荒を動くす  
千府よ 其うは 兵疲糧乏 安危  
測難 秀吉也子の 列も哀悼 一  
堂へは 根も遠征と思ふと 以とも  
後悔五三年を 一と 以らる 一  
後 其少現 曾良を 公せたる 如く 一  
法人 皆是を感銘せ 一と 一  
註 每去の年 其意を知れ 其意を知る 其意を知る 其意を知る  
其意を知る 其意を知る 其意を知る 其意を知る 其意を知る 其意を知る 其意を知る 其意を知る

仲君は 仲君は 仲君は  
西書は 仲君は 仲君は

按て 其うは 兵 載さ 承を 思ふ 兵 一  
止 其う 貴なる 書よ 放半 飯馬を 給  
詩よ 載戈 藁弓を 兵とも 秀吉 是利成  
裏丸の 余と 受御 四敵 敵 敵 運の 社を  
清め 西段 清法を 強悍を 改從へ 東段  
中陳を 倭傲を 蕩滅 一 天下 倒く 一 既  
万姓也 体息 世人とも 及 及 四海の  
富を 形を 兵力の 注よ 用こう 民も 兵  
息を 絶さん 事を 思ひ 根も 遠征を  
息 一 一 去 威を 千歳よ 耀 一



志を殊域に道せんとする者ハ世の  
悲歎を憐れむといふも秀吉元より  
志氣豪邁の如く百戦百勝天下に  
定ると及び無措の如く吾人の化世  
政事能く日月之の私慾を道し  
我輩我輩不々記し者もく終に  
我邦百万の生類を以て夷賊の  
炙又よふ何處に慎く其果に  
富強の業二世に傳ふ及び以て  
雪く雪と新の事歎くも於此に  
さき事なきも亦昔漢武帝を

白奴を伐く大の國力を虚耗し隋煬  
帝之負運を征し終に民庶れ  
小くするも亦尙古より帝王務て土地を  
廣め然後の虚名を求して者  
益々く由る言を強ひ者多し一人  
之を新め其を黷し其本源は皆私慾  
の忘罪より者なり孟子の所謂其  
人となりや多慾なれば存せざるもの  
有といふ先かといひり湯武は慾を  
捨く其の桀紂の慾をせざるにして  
は後世の人主たる者少しきもの

第一書

寺社所米平自黄令法造之事

今年十一月八日

多徳公所与路者 不参渡之任 あり  
我翁等を為りし十一月十七日 ありは  
還らざる人 神君の是古年冬の願  
同八州の神社伴圖の申渡を以て傳  
りし事 相州東郡當麻八内後保之部  
清成之弟地又下さる 一和子如く一遍上人  
同表せし 之量光吉としり 是と當麻  
の道場と号し たり小澤之代 字を

寺に事下歴敷たりを以て 神判給はらん  
申渡成り預成後保く小澤之代あり  
字を代古と云く此後者 知虎の判  
致然たり 仍く今も改く神判書を  
端し

寄進當麻道場

相模国東郡當麻之内

三十石云々

右如先規を寄進年疎書中なる  
不入 承守此旨 公法書讀 不之有  
怠慢者也 仍如件



天正九年癸卯月 大納言源氏宗元押

八州の社人青原山伏とも云も〜と云  
高の〜と云へ〜と云て青原社願の  
所判物中第を造らんと願ふ者若干  
なり是を一〜と云等々有〜先般を以  
青社の願地山岸河〜と云も河の山林  
境内法儀免許の所兼下さ〜と云  
社人山伏法師とも云緇素押せめて仁風  
を伸きたり此は京都の六人徳氣徳重  
い〜と云世々金銀の細子を業と云は  
其細六人有〜と云後氣一後子男

在り中一人を〜と云は〜と云は  
さき〜と云徳重の才徳意云部光次と云  
者と云〜と云を〜と云部建白〜と云  
と改稱〜八州の通司と改せんと云其  
中不判〜と云〜と云終は大小の形と云  
務させらる室町殿の頭より大判は四拾  
八文圓を一枚と云其分は砂金を秤よけて  
金圓と云〜と云〜と云不使なり〜  
今更令辨信の目も御〜と云文圓八分と云  
以〜と云判金を務し〜と云官民大は色貨の  
役を〜と云八州大は款折せり是今の世は

わく通日とる判の控奥なり  
神君天下所一統の所なりては、法皇の全族  
一時又開きて宝貨の通日充溢を喜ぶ  
天地神皇の志を物とす可と知るべし  
殆ど人力の智のみならず也

改定三行法風流卷第九終



愛 知 県



1103264651